

化学物質リスクコミュニケーションへの取り組み状況について

平成 21 年 2 月 23 日
福島県水・大気環境課

1 調査の目的

平成 14 年 4 月から本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号。以下「P R T R 法」という。)第 4 条では、「事業者は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」ことが規定されている。この規定の趣旨は、事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等へ提供し、情報を共有しつつ意見交換を行い、相互理解を図ろうとするものであり、事業者の自発的な取り組みが求められている。

県では、平成 16 年度から事業者によるこれらの取り組みを支援することとし、各種事業を進めている。

本事業は、排出量の多い各事業所における化学物質の管理等に関する取り組み状況を把握し、本県が進める化学物質リスクコミュニケーション(以下「リスクコミュニケーション」という。)関係事業の基礎資料とするものである。

2 調査対象

平成 19 年度に P R T R 法の届出をした事業所で排出量の多い上位 201 事業所及び化学工業 39 事業所の計 240 事業所を調査対象とした。

3 調査期間

平成 20 年 4 月 21 日(火)から 6 月 2 日(月)まで

4 アンケートの回収方法、回答数等

郵送、F A X 又は電子メールにより回収した。

179 事業所から回答があり、回収率は 74.6%であった。

5 調査結果

(1) P R T R 法の届出対象の状況(Q1)

回答のあった事業所のうち、173 事業所(約 97%)が P R T R 法届け出対象であった。

しかし、平成 19 年度は届出対象事業所であったが、平成 20 年度に届出が不要になった事業所もあった。

項 目	回答数	割合(%)
平成 19 年度の排出量等は届出は不要になった	4	2.2
届出が必要な事業所である	173	96.7
未回答	2	1.1

(2) リスクコミュニケーションの実施に対する意見(Q2)

リスクコミュニケーションの実施については、「必ず実施していかなければならない」及び「今後、実施していかなければならない」の 2 つで 125 事業所(約 70%)となり、多くの事業所が実施に前向きな考えを示している。

「その他」として記載のあったの主なものは、次のとおりである。

- ・事業所の実情に合わせて実施していくべき。ニーズに見合った内容で実施する必

要がある。

- ・ 厳しい経済状況の中、これを実施する労力をどのようにシステム化すべきか慎重に検討中。大企業と中小企業とは違うと思う。
- ・ 工業団地内のため、工場廻りに住宅は無いので実施は不要と考えている。
- ・ 実施したいと考えているが余裕がない。スタッフが不足。
- ・ 必ずしも必要とは思わない。効果が不明。
- ・ 地域(自治会、町内会、地域住民)からの要求があれば検討する。
- ・ 現在、事業が困難な状況にあり、立ち直ってから課題である。

内 容	回答数	割合(%)
必ず実施していかなければならない	44	24.6
現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない	81	45.2
効果が期待できないので、実施する意義はない	5	2.8
できることなら実施したくない	5	2.8
その他	37	20.7
未回答	7	3.9

(3) リスクコミュニケーションについての実施状況等について (Q3 複数回答可)

リスクコミュニケーションの推進や地域との信頼関係の構築などに関し、実施状況や検討状況について調査した。

「社内における担当部門の設置」、「環境報告書の作成」については、約半数の事業所が実施済み又は検討中であった。「一般住民を対象とした工場見学会、祭事等」については、約3割の事業所が実施済み又は実施を検討中であった。

全ての調査項目について、実施済み又は実施を検討中の割合は1割を超えており、各事業所に合った取組みを進めていくことが重要である。

下段は割合(%)を示す

内 容	実施済み	検討中	計
社内におけるリスクコミュニケーションに関する担当部門の設置	62 (34.6)	33 (18.4)	95 (53.1)
勉強会、研修会の開催(社内のみ)	47 (26.3)	39 (21.8)	86 (48.0)
勉強会、研修会の開催(工業団地内や他社との合同の勉強会、研修会、同様に業界団体等の勉強会、研修会)	39 (21.8)	22 (12.3)	61 (34.1)
夏祭り、子供祭り等の祭事の実施(社員及びその家族を対象)	41 (22.9)	20 (11.1)	61 (34.1)
夏祭り、子供祭り等の祭事の実施(一般住民を対象)	36 (20.1)	28 (15.6)	64 (35.8)
工場見学会の実施(社員の家族向け)	27 (15.1)	21 (11.7)	48 (26.8)
工場見学会の実施(一般住民向け)	44 (24.6)	23 (12.8)	67 (37.4)
地域への説明会の実施(社員の家族を対象)	5 (2.8)	26 (14.5)	31 (17.3)
地域への説明会の実施(区長等を対象)	33 (18.4)	32 (17.9)	65 (36.3)
地域への説明会の実施(一般住民を対象)	12 (6.7)	26 (14.5)	38 (21.2)
地域の方々への個別訪問	9 (5.0)	21 (11.7)	30 (16.8)

自治会の集会に出席し、事業所の操業状況、環境対策等についての説明(会の設営、主催は地域の方々)	14 (7.8)	25 (14.0)	39 (21.8)
地域の方々との懇談会、懇親会等(会の設営、主催は地域の方々)	21 (11.7)	20 (11.1)	41 (22.9)
地域の方々との懇談会、懇親会等(会の設定、主催は会社側)	16 (8.9)	25 (14.0)	41 (22.9)
小・中学生等を対象とした実験等の催し、出前講座等	16 (8.9)	19 (10.6)	35 (19.6)
環境報告書の作成(本社での作成、親会社での作成、自事業所での作成のいずれでもよい)	69 (38.5)	20 (11.1)	89 (49.7)
広報誌等の作成、配布	17 (9.5)	24 (13.4)	41 (22.9)
その他	0	2 (1.1)	2 (1.1)

(4) 所属している組織、業界等について(Q4)

近隣事業所、工業団地及び業界団体での研修会の実施状況等について調査した。

何らかの組織などに所属している事業所は95事業所(約53%)あったことから、単独事業所での取り組みが困難な場合には、工業団地内の複数の事業所での取組み等も効果的である。

内 容	回答数	割合(%)
組織、会には属していない	63	35.2
属している組織、会で勉強会、研修会等に参加している	42	23.5
組織、会には属しているが、勉強会、研修会等は実施していない	53	29.6
未回答	21	11.7

(5) 化学物質アドバイザーの派遣要望について(Q5)

工業団地や業界団体で開催される研修会等への化学物質アドバイザー派遣の希望の有無を調査した。

アンケート調査の時点で派遣を希望する事業所はなく、化学物質アドバイザー派遣制度のさらなる周知が必要であると考えている。

その他としては、アドバイザー派遣以前の問題、親会社と協議したいとの回答があった。

内 容	回答数	割合(%)
希望する	0	0.0
希望しない	62	34.6
現時点では不明	92	51.4
その他	19	10.6
未回答	6	3.4

(6) 県のホームページ及び化学物質対策に関する意見等(Q7、Q8)

別紙のとおり意見等があり、水・大気環境課のコメントとともに示した。

化学物質対策に関する意見等について(Q 8)

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県水・大気環境課のコメント
<p>1 化学物質やそれに関する法規制等の知識がうといため専門家の指導、助言、情報提供等については、活用を検討して行きたいと思います。</p>	<p>1 不明な点等につきましては、水・大気環境課又は各地方振興局環境課(南会津は県民環境課、いわきは県民生活課)にお問い合わせ願います。</p> <p>また、県では次のとおり化学物質アドバイザーを派遣する事業も行っておりますので、化学物質を適正に管理し、リスクコミュニケーションを進めるために御活用願います。</p> <p>http://www.pref.fukushima.jp/kankyoutaiki/risk_c/zygyou/h20/net.pdf</p>
<p>2 化学物質を大幅に削減した事例等の発表や報告会、または県による表彰制度等があってもよいのではと思います。</p>	<p>2 国レベルでの表彰制度としてP R T R大賞(主催：社団法人環境情報科学センター)や揮発性有機化合物対策功労者表彰制度(主催：環境省)があり、本県の事業所も優秀な成績を修めておりますので、現時点での県レベルでの表彰制度の創設は考えておりません。</p> <p>削減事例については、環境省で事例集を作成しておりますので、参考にしてください。</p> <p>http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/jireisyu/jireisyu.html</p>
<p>3 火災事故を機に安全管理を強化しております。地域住民のみなさまには、安全操業の現状を工場見学などを通じて、説明しております。今後は様々な説明会、行事を拡充して、より開かれた工場を目指しリスクコミュニケーションに取り組みたいと考えております。</p>	<p>3 今後ともリスクコミュニケーションへの積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。</p>
<p>4 リスクコミュニケーションについては、事例発表会等参加させて頂き、他社さんの良い所を学ばせて頂き、検討していきたい。今は、区長さんだけへの報告だが、いずれもっと広く、“安心”の情報を広報していかなければならない。</p>	<p>4 今後とも質リスクコミュニケーションへの積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県水・大気環境課のコメント
<p>5 工場単位ではありませんが、グループ全体の環境への取組みを当社HPに掲載（社会環境報告書2007）しております。参考にして頂ければと思います。</p>	<p>5 今後とも環境報告書や取り組み状況につきまして、水・大気環境課への情報提供をよろしくお願いします。</p>
<p>6 従来は、地域の町会長の方々への工場見学のみでしたが、今年度から、親会社と共に地域住民の方々を対象としてリスクコミュニケーションを実施する予定となっております。</p>	<p>6 今後ともリスクコミュニケーションへの積極的な取り組みをよろしくお願いします。</p>
<p>7 現在、環境法令管理の為に、年間契約で第一法規より改版履歴を購入していますが、福島県の水・大気、騒音、振動及び悪臭の法令及び県条例の改版内容を改版時に確認できるようにしてほしい。</p> <p>尚、法令及び県条例等は、事業所が実施しなければならない内容がわかりにくい為わかりやすくしてほしい。</p> <p>化学物質に関連する法規制（条例も含めて）の改廃があった場合、速やかに掲載していただきたい。</p>	<p>7 環境関係の法令につきましては、水・大気環境課や県例規集のホームページをご覧ください。</p> <p>水・大気環境課のホームページ http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/</p> <p>県例規集(福島県のホームページ) http://www.pref.fukushima.jp/reiki/reiki_menu.html</p> <p>また、化学物質に関連する法令の改廃があった場合には、「福島県環境情報電子メール送信サービス」でもお知らせしておりますので、ぜひ、登録をお願いします。</p> <p>これまでの内容や申し込み方法については次のページをご覧ください。</p>
	<p>http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/risk_c/zigyuu/syuju/denshi.html</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県水・大気環境課のコメント
<p>8 P R T R大賞のように、活動のモチベーションに繋がるような賞を県でも設けてはどうか。「福島県化学物質管理優良企業・工場賞」のような。P R T Rと県への二重報告に関する負担軽減策として「届出様式をホームページへ掲載」されているが、n i t eで提供している電子届出を導入してほしい。</p>	<p>8 No. 2 を参照願います。電子届出については、県レベルでの導入は困難です。ご理解をよろしく願います。</p>
<p>9 化学物質に関する規制・管理（欧州・日本等での）等の動きの情報があると助かります。今後もよろしく願いいたします。</p>	<p>9 化学物質に関する規制・管理等については、環境省、経済産業省の次のホームページをご覧ください。</p> <p>環境リスクの低減(環境省) http://www.env.go.jp/chemi/risk_management.html</p> <p>化学物質管理政策(経済産業省) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html</p> <p>また、海外の化学物質管理の情報については、次のホームページを参考にしていただきたいと思います。</p> <p>化学物質をめぐる国際潮流について(環境省) http://www.env.go.jp/chemi/reach/index.html</p> <p>化学物質に関する国際協調と調和の促進(経済産業省) http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/reach.html</p> <p>また、「福島県環境情報電子メール送信サービス」でも適宜、情報を提供しております(No. 7も参照願います。)</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県水・大気環境課のコメント
10 国の規制より、お客様の規制が厳しく、使用できる化学物質が無くなってしまいう。このままでは、事業自体が継続できなくなりそうな感があり困っている。	10 化学物質についての利便性について否定するものではありません。化学物質管理については、国内規制はもとより、REACH等の国際的な対応、自主管理などいろいろな対応が必要なものと考えられます。 今後とも、適正な化学物質管理をよろしくお願いします。
11 工場単体ではありませんが、グループ全体の環境への取組みを当社HPに掲載しております。参考にさせていただければと思います。	11 今後とも水・大気環境課への情報提供をよろしくお願いします。
12 当社は倉庫業（製造設備はない）であり、原重油の外航船受入及び製品の内航船受入を一時タンクに貯油し、内航船並びにローリーへ出荷しています。又、工業地域にあり、大気・水質・臭気・振動・騒音等地元住民よりの苦情はありません。	12 今後とも化学物質の適正な管理をよろしくお願いします。
13 リスクコミュニケーションと言われる社外的取組みは現時点で行っていないが、化学物質対策を始めとする環境改善活動については社内的取組みを更に強化していきたい。	13 今後とも化学物質の適正な管理をよろしくお願いします。リスクコミュニケーションへの取り組みについてもよろしくお願いします。
14 福島県の環境に対する取組みは、法で規制する事より、企業等が自主的に取り組む事の重要性を啓蒙する取組みに重点が置かれている事を強く感じています。今後共、県の活動に賛同して協力して行きたいと思います。	14 今後とも化学物質の適正な管理をよろしくお願いします。
15 リスクコミュニケーションの推進には、各市町村役場の協力も必要と思います。県からの要望は、あるのでしょうか？	15 市町村の役割も重要であることから、事例発表・交流会やセミナーの際には市町村へも案内文書を送付しております。
16 工業団地の進出企業グループとして、地域とのコミュニケーション活動を行いたいと考えていますが、地域、企業両方の準備が整わなくなかなか実現していない。	16 実施に当たって不明な点等については、水・大気環境課、地方振興局環境課(南会津は県民環境課、いわきは県民生活課)にお問い合わせ願います。

以下、ホームページについて(Q7)

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県水・大気環境課のコメント
<p>1 企業単独でリスクコミュニケーションを図る為には、非常に有益なサイトです。しかし、当社のように、地域企業体と共同でとなりますと情報が少ないと考えます。(本来、企業単独のリスクに対するコミュニケーションですから、現状のホームページで問題はないのですが...)</p>	<p>1 共同で開催している事例を把握していないことから、事例の掲載はありません。 リスクコミュニケーションの実施に当たって不明な点等については、水・大気環境課、地方振興局環境課(南会津は県民環境課、いわきは県民生活課)にお問い合わせ願います。</p>
<p>2 各事業所のリスクコミュニケーション実施例が掲載されており、今後の取り組み方の参考にさせて頂きたいと思えます。「化学物質リスクコミュニケーションの実施例」の中に事例発表会・交流会の祭の発表資料等を加えて頂くと、より閲覧しやすくなると思えます。</p>	<p>2 ご要望のとおり修正しましたので、引き続き参考にさせていただきたいと思えます。</p>
<p>3 検索機能の追加。 過去のアンケート回答に対する水・大気環境課のコメントには、推奨・参照先のHPアドレスが掲載されているが、PDFから直接参照先へつながっていないので不便に感じる。PDF機能にもリンク設定があるので改善して欲しい。</p>	<p>3 検索機能については、掲載している情報量がそれほど多くないことから、現時点での追加は考えておりません。 PDFからもリンクされるようにしましたので、ぜひ、活用願います。</p>
<p>4 インターネットを使用できる環境にいない方に向けた広く配布できる内容、ボリュームの小冊子等も考える必要有りと思えます。</p>	<p>4 今年度、ホームページに掲載してある地域説明会等の事例をとりまとめた事例集を作成し、配布することとしておりますので、ぜひ、活用願います。</p>

整理番号

化学物質リスクコミュニケーションの実施状況に
関するアンケート調査(平成20年4月)

平成 年 月 日作成

事業所名称

〒 -

事業所所在地

電話番号 () 内線

ファックス番号

記入担当者氏名

電子メールアドレス

記入上の注意：次の各設問について、該当する番号に 印を付けたり、 にチェックをしてください。必要な場合は、() 内に具体的な内容を簡潔に記入してください。
組織の改正：大気環境グループは平成20年4月から水・大気環境課になりました。

Q1 貴事業所は、平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)の排出量等について、PRTTR法の届出が必要な事業所ですか？(届出期間 平成20年4月～平成20年6月)

- 1 平成19年度の排出量等については、届出が不要になった。
- 2 届出が必要な事業所である。

以下の設問には、次をお読みになって回答をお願いします。

「化学物質リスクコミュニケーションについて」

化学物質に関する情報を積極的に公表することにより、地域住民・事業者・行政が化学物質に関する情報を共有しつつ、それぞれの立場の違いを十分認識しながら率直に意見交換を行い、理解と信頼のもとに、効果的に化学物質の環境リスクの低減を図るとともに、住民の安心を確保していく手法のことです。

本県では、事業所の業態や周辺の状況、地域に対しての活動状況などについては、事業所によってそれぞれ異なることから、化学物質リスクコミュニケーション(以下「リスクコミュニケーション」という。)の実施に当たっては、それぞれの事業所に合った方法により実施して欲しいと考えており、自治会等との定期会合や工場見学会、夏祭りなど、できることから始め、徐々にステップアップするのがよいものと考えております。

環境に関する説明についても、地域住民との信頼関係を構築するため、化学物質対策だけでなく、騒音、振動、悪臭の各対策や防災などについても行うことが効果的であると考えております。

Q 2 貴事業所におけるリスクコミュニケーションの実施について、どう思われますか？

- 1 必ず実施していかなければならない。
- 2 現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない。
- 3 効果が期待できないので、実施する意義はない。
- 4 できることなら実施したくない。
- 5 その他()

Q 3 貴事業所では、リスクコミュニケーションの推進や地域との信頼関係の構築、地域への貢献などに関して、どのようなことを実施しましたか？または、実施を検討していますか？(複数回答可)

	実施した場合、その日時。実施検討の場合、実施予定時期。
1 社内におけるリスクコミュニケーションに関する担当部門の設置	実施済み() 実施検討()
2 勉強会、研修会の開催(社内のみ)	実施済み() 実施検討()
3 勉強会、研修会の開催(工業団地内や他社との合同の勉強会、研修会、同様に業界団体等の勉強会、研修会)	実施済み() 実施検討()
4 夏祭り、子供祭り等の祭事の実施(社員及びその家族を対象)	実施済み() 実施検討()
5 夏祭り、子供祭り等の祭事の実施(一般住民を対象)	実施済み() 実施検討()
6 工場見学会の実施(社員の家族向け)	実施済み() 実施検討()
7 工場見学会の実施(一般住民向け)	実施済み() 実施検討()
8 地域への説明会の実施(社員の家族を対象)	実施済み() 実施検討()
9 地域への説明会の実施(区長等を対象)	実施済み() 実施検討()
10 地域への説明会の実施(一般住民を対象)	実施済み() 実施検討()
11 地域の方々への個別訪問	実施済み() 実施検討()
12 自治会の集会に出席し、事業所の操業状況、環境対策等についての説明(会の設営、主催は地域の方々)	実施済み() 実施検討()
13 地域の方々との懇談会、懇親会等(会の設営、主催は地域の方々)	実施済み() 実施検討()

14 地域の方々との懇談会、懇親会等(会の設定、主催は会社側)	実施済み() 実施検討()
15 小・中学生等を対象とした実験等の催し、出前講座等	実施済み() 実施検討()
16 環境報告書の作成(本社での作成、親会社での作成、自事業所での作成のいずれでもよい)	実施済み() 実施検討()
17 広報誌等の作成、配布	実施済み() 実施検討()
18 その他	実施済み() 実施検討()

その他及び上記の詳細について記載をお願いします。

Q 4 Q 3の3に関連してお尋ねします。

貴事業所では、貴事業所の近くの事業所や工業団地内、業界団体での勉強会、研修会、総会などを行っていますか？それはどのような組織、会ですか？名称をお教えてください。

- 1 組織、会には属していない
- 2 勉強会等を行っている(この組織、会の名称)
- 3 勉強会等を行っていないが組織、会には属している
(この組織、会の名称)

Q 5 県では、平成 20 年度の事業で、各工業団地や業界団体などで開催される総会、研修会、勉強会などの場にお伺いし、リスクコミュニケーションについての説明をさせていただき、理解を深めたいと考えております。貴事業所では、このような場に県の職員や化学物質アドバイザーの派遣を希望しますか？

化学物質アドバイザーは、市民、行政、企業のいずれにも偏らず、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。社内外での研修、講習にも活用いただけます。

- 1 希望する 別紙の申込書に記載のうえ、福島県水・大気環境課にお送りください。
- 2 希望しない
- 3 事務局等との調整が必要なので、現時点ではわからない
事務局との調整後(このアンケートの締め切り後でも構いません)、派遣を希望する場合には、別紙の申込書に記載のうえ、福島県水・大気環境課にお送りください。
- 4 その他 ()

地域の住民等と交流している場合、交流の予定がある場合、環境報告書を作成している場合には、「リスクコミュニケーションに関するホームページ掲載要領」に基づき、水・大気環境課へ情報の提供をお願いします。

ホームページアドレス

http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/risucomi_top.html

なお、当該ホームページの目的は次のとおりです。

事業所が作成した環境報告書やリスクコミュニケーションの実施内容等を県のホームページ（福島県水・大気環境課のリスクコミュニケーションに関するサイト）上で公開することにより、相互に情報交換することで、リスクコミュニケーションの促進を図ること。

Q 6 県では、平成 20 年度のリスクコミュニケーションに関する事業として、Q 5 の事業の他、別紙のとおり予定しております。現時点での貴事業所の出席の希望の有無を記載願います。

なお、平成 20 年度事業の日程、内容等の詳細につきましては、決まり次第、水・大気環境課のホームページに掲載します。

- 1 ぜひ、出席したいので、詳細が決まったら連絡して欲しい。
- 2 日程、内容等の詳細が明らかになった段階で決めたい。
- 3 出席しないので、今後の連絡は不要。
- 4 その他（

）

Q 7 県では、ホームページを活用して、各種情報提供などにより、リスクコミュニケーションを推進しております。今後、このホームページをよりよいものとするための要望・意見等があれば、お書きください。（この意見等についてのコメントは、後日、福島県水・大気環境課のホームページに掲載する予定です。これまでのコメントについても掲載しておりますので、ご覧ください。）
ホームページアドレス：http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/risucomi_top.html

Q 8 化学物質対策に関する意見等、何でもお書きください。（この意見等についてのコメントは、後日、福島県水・大気環境課のホームページに掲載する予定です。これまでのコメントについても掲載しておりますので、ご覧ください。）

Q 9 県では、リスクコミュニケーションに関する事業を平成 16 年度から始めており、事業者へのアンケート、ホームページによる情報提供などを実施してきております。

今後、別紙のとおり「福島県環境情報電子メール送信サービス」を行うこととしましたので、ぜひ、お申し込み下さい。

【ご協力ありがとうございました。】